

監査公告第 1 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による消防本部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

消防本部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和4年4月11日から令和4年5月12日まで

第3 監査の対象

消防本部（消防総務課、予防課、警防課、消防署、大聖寺分署、片山津分署、山代分署、山中分署）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 火災における消防団員の出動が手続きに従って、効果的に実施されているか。
- (4) 女性消防吏員の採用に向けた取り組みが、令和3年度監査結果措置報告のとおり実施されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・消防団員の定員充足に向けた取り組みについて、次のとおり意見を付す。

消防団員の定数410人と実人員378人の乖離に注意が必要である。従来手法だけでなく新たな取り組みを工夫し、高齢化やなり手不足の対応に努められたい。

併せて、定数を積算根拠とした消防団協議会への補助金支給基準についても再構築されたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該

監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

消防本部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 消防水利について
2. 消防団の火災出動基準について
3. 女性消防吏員の採用に向けた取り組みについて
4. 市が事務局を担う任意団体の補助金交付基準について
5. 分団車両運転に必要な免許について